

X I 福祉指導課

福祉指導課は、社会福祉法人の指導監督や介護サービス事業者等に対する指導、市町村の介護保険事務に対する指導等を行っています。また、質の高い福祉サービスと、介護保険制度等の円滑な実施のために、自治体と事業所の双方への指導を行っています。

社会福祉法人

1 社会福祉法人の設立、定款変更等の認可等

(1) 概要

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の規定に基づき設立された法人であり、所轄庁（国・都道府県・政令指定都市、中核市）の認可を受けて設立されます。

所轄庁は設立認可のほか定款変更等の認可、各種届出の受理等を行います。

東北厚生局では、管内に主たる事務所を置く社会福祉法人のうち、2以上の都道府県の区域にわたる事業を行う法人を所管し、認可及び監督を行います。

(2) 根拠規定等

- ① 社会福祉法人の設立認可 社会福祉法第 31 条
- ② 社会福祉法人の定款補充 社会福祉法第 33 条
- ③ 社会福祉法人の定款変更認可 社会福祉法第 43 条
- ④ 社会福祉法人の解散認可 社会福祉法第 46 条
- ⑤ 社会福祉法人の現況報告書受理 社会福祉法第 59 条 等

(3) 実績（平成 21 年度～平成 25 年度）

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
定款変更認可	14 件	6 件	12 件	16 件	7 件
現況報告書受理	14 件	14 件	15 件	17 件	19 件

(4) 東北厚生局所管社会福祉法人数（平成 26 年 3 月 31 日現在）

19 法人（参考資料 11(1)参照）

2 社会福祉法人の指導監査

(1) 概要

社会福祉法人における適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保を図ることを目的として、東北厚生局所管の社会福祉法人を対象に法人運営、事業運営についての指導監査を行います。

(2) 根拠規定等

社会福祉法第 56 条第 1 項

(3) 実績 (平成 21 年度～平成 25 年度)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
指導監査法人数	5 法人	6 法人	1 法人	4 法人	8 法人

社会福祉法人に対し指導監査を実施し、主な指摘事項は以下のとおりです。

《役員構成等の状況及び評議員会の状況》

- 社会福祉法人の業務運営に関して理事会及び評議員会のもつ役割の重要性を鑑みると、それぞれの議事について十分な審議を行い、各理事・評議員がそれぞれの役割を果たし、理事会及び評議員会の機能を全うできるよう、取り組むこと。

《監事監査の状況》

- 今後は、外部監査の導入を含めて監査の改善計画について報告を行うこと。

《会計管理の状況》

- 今後は、平成 12 年 2 月 17 日付社援施第 7 号厚生労働省社会・援護局～通知「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」に基づき、適正な契約事務を行うよう取り組むこと。

3 社会福祉法人指導監査事務に対する技術的助言

(1) 概要

東北厚生局管内の県・指定都市・中核市が行う社会福祉法人指導監査事務について、関係法令、通知等に照らして指導監査が適切に行われているかを確認し、併せて技術的助言を行います。

(2) 根拠規定等

地方自治法第 245 条の 4

(3) 実績

平成 25 年度は実績なし。

障害福祉

4 障害者自立支援指導

(1) 概要

障害者自立支援制度の円滑な実施を目的とし、東北厚生局管内の自治体等に対して、県が行う障害福祉サービス事業者等の指定事務及び指導監査事務等に関する指導助言を行うとともに、県の指導状況を確認するため市町村において実地検証を行います。

(2) 根拠規定等 (平成 25 年度から障害者総合支援法に変わりました。)

障害者自立支援法第 2 条第 3 項、第 11 条第 1 項及び第 2 項
地方自治法第 245 条の 4

(3) 実績 (平成 21 年度～平成 25 年度)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実地指導	1 県	2 県	0 県	0 県	1 県
実地検証	3 市	2 市	0 市	0 市	1 市

平成 25 年度は 2 自治体に対し実施し、主な助言は下記のとおりです。

《指導・監査》

- 指導・監査が実施されていないので、実施方策の検討を行うこと。

介護保険

5 介護保険業務指導 (自治体指導)

(1) 概要

介護保険制度の円滑な実施を図ることを目的に、東北厚生局管内の市町村等 (広域連合等を含み、指定都市及び中核市を除く。「以下同じ。」) が介護保険法第 23 条及び第 5 章の事務規定により実施する指定事務及び指導監査事務等について、報告を求め、助言若しくは勧告を行います。

(2) 根拠規定等

介護保険法第 197 条第 2 項
地方自治法第 245 条の 4

(3) 実績 (平成 21 年度～平成 25 年度)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
自治体指導件数	20 市 1 広域連合	8 町村	2 町村	12 町	12 町

平成 25 年度は 12 自治体に対し実施し、主な助言は下記のとおりです。

《指定》

- 変更届について提出期限を遵守するよう指導すること。
- 事業所の廃止についても公示を行うこと。
- 事業者の新規指定にあたっては、被保険者等による意見の措置を講じること。
- 新規事業の開始にあたっては、公募により事業者を募り適切な選定を行うこと。
- 介護保険法第 78 条の 2 第 6 項等の規定に基づき必要な措置を講ずること。

《要綱》

- 指導要綱を策定すること。
- 監査要綱を策定すること。

- 指導要綱については書面指導の削除を行うこと
- 実態に即した指導要綱に見直しを行い、計画的に実地指導を実施すること。

《指導・監査》

- 事業者の指導にあたっては、指導要綱に基づく実施計画及び実施方法に拠ること。
- 事業者の監査にあたっては、監査要綱に基づく実施方法に拠ること。
- 集団指導を実施し、情報提供等を行える場とすると共に、制度の適正化が図られるようにすること。
- 実地指導実施計画を作成すること。

《連携》

- 県・他市町村との連携を強化し、適切に情報交換を行うこと。

《苦情》

- 苦情処理に係る受理体制を策定すること。

《その他》

- 県等主催の研修会へ積極的に参加し、資質向上を自ら図ること。

6 介護保険業務指導（事業所指導）

（1）概要

介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的に、東北厚生局管内の市町村等が指定権限を有する地域密着型サービス事業者等に対し、当該市町村等と合同で実地指導を行います。

（2）根拠規定等

介護保険法第24条

（3）実績（平成21年度～平成25年度）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
事業所指導件数	21事業所	8事業所	2事業所	12事業所	12事業所

平成25年度は12の指定認知症対応型共同生活介護事業所に対し実施。なお、文書による改善指導事項はありませんでした。

7 介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出の受理

（1）概要

介護サービス事業者による不正行為を未然に防止し、利用者の保護と介護事業運営の適正化を図るため、法令遵守等に係る業務管理体制の整備が義務付けられました。

東北厚生局では、指定等を受けている事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者で、かつ、その事業所等の所在地が2以下の地方厚生局の管轄区域にとどまる事業者であって東北厚生局管轄区域に事業所等の数が多い事業者の業務管理体制の整備に関する届出の受理を行い

ます。

(2) 根拠規定等

介護保険法第 115 条の 32 第 2 項

(3) 実績 (平成 21 年度～平成 25 年度)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
届出受理件数	60 件	64 件	0 件	0 件	2 件
届出先区分の変更件数	2 件	5 件	3 件	4 件	5 件
届出事項変更件数	4 件	14 件	13 件	21 件	43 件

(4) 東北厚生局所管介護サービス事業者数 (平成 26 年 3 月 31 日現在)

事業所等の数が 1 以上 20 未満の事業者 48 事業者
事業所等の数が 20 以上 100 未満の事業者 27 事業者
事業所等の数が 100 以上の事業者 1 事業者
計 76 事業者

8 介護サービス事業者に対する業務管理体制確認検査

(1) 概要

介護保険制度の健全かつ適正な運営の確保を図るため、東北厚生局所管の介護サービス事業者を対象に業務管理体制の整備に関する検査を行います。

一般検査…業務管理体制の整備・運用状況を確認するための定期的な検査

特別検査…指定事業所等の指定等取消相当の事案が発覚した場合における立入検査

(2) 根拠規定等

介護保険法第 115 条の 33、34

介護サービス事業者業務管理体制確認検査指針

(平成21年3月31日老発第0330077号老健局長通知)

(3) 実績 (平成 21 年度～平成 25 年度)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
一般検査	1 事業者	12 事業者	10 事業者	10 事業者	9 事業者
特別検査	0 事業者	0 事業者	0 事業者	0 事業者	1 事業者

《一般検査》

平成 25 年度は 9 事業者に対して一般検査を実施し、改善を要すると認められた事項はありませんでした。

《特別検査》

平成 25 年度は 1 事業者に対し特別検査を実施し、主な勧告事項は以下のとおりです。

- 介護保険制度における業務管理体制についての認識が不十分である。
- 法令等の違反や未然防止のためのモニタリング態勢やチェック機能が構築されていない。
- 法令遵守責任者の業務管理体制における役割及び権限が不明確である。
- 運営が事業所任せであり、本社が管理を行っていない。